

## 平成27年4月からの建設業法改正について

### はじめに

年末にも建設業法の改正について記事をまとめさせていただきましたが、あらためて4月からの法改正について確認していきます。

4月以降に各種の申請・届出をする場合、法改正後の様式で提出することになりますので、進行中の案件について皆様駆け込みで申請をしようとお忙しいところではないかと思えます。

行政窓口の混雑も予想されますが、なんとか乗り切っていきましょう。

### 1. 建設業許可申請書類や添付書類、確認資料が変わります。

- ① 従来の取締役に加えて、相談役や顧問、さらに総株主の議決権の100分の5以上を有する個人株主等についても書類への記載が必要となりました。  
また身分証明書・登記されていないことの証明書も、相談役や顧問については必要になります。  
(なお、監査役はこれらの対象に入っておりません。)
- ② 「専任技術者一覧表(様式第一号別紙四)」や「経営業務の管理責任者の略歴書(様式第七号別紙)」という書類が新設されました。  
なお、更新の際には、更新用の「専任技術者証明書(様式第8号2)」の提出から、「専任技術者一覧表」の提出に変更となります。
- ③ 「許可申請者(法人の役員、本人、法定代理人、法定代理人の役員)の略歴書」「令3条使用人の略歴書」が、それぞれ「許可申請者(法人の役員等、本人、法定代理人、法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書」「令3条使用人の住所、生年月日等に関する調書」に変わり、経営業務管理責任者を除いて、略歴の記載が不要となります。
- ④ 工事経歴書の記載に関し、注文者及び工事名の記入に際して、その内容により個人の氏名が特定されることのないように留意することが建設業許可事務ガイドラインに明記され、注文者「A」や工事名「A邸新築工事」等と記載していくことが望ましくなりました。
- ⑤ 財務諸表に記載を要する資産の基準が、総資産の100分の1から100分の5に緩和されます。
- ⑥ 監理技術者資格証で、専任技術者の資格・実務経験の要件を満たすことの証明が可能となりました。なお、有効期限が切れた監理技術者資格者証でも確認可能ということが、建設業許可事務ガイドラインに明記されております。

### 2. 一般建設業の専任技術者(主任技術者)の要件が緩和されます。

- ① 型枠大工の技能検定が大工工事業の技術者要件に追加されます。

- ② 建築板金(ダクト板金作業)の技能検定が管工事業技術者要件に緩和されます。

### 3. 閲覧制度が変わります。

- ① 個人情報が含まれる書類が、閲覧対象から除外されます。
- ② 都道府県における大臣許可業者の許可申請書等の閲覧が廃止となります。  
これに伴い、国土交通大臣に提出すべき書類の部数について、従たる営業所のある都道府県分の写しが不要となります。

### 4. 変更届出書の提出が必要になる事項が増えます。

- ① 総株主の議決権の100分の5以上を有する株主に変更があった場合には、変更を覚知してから30日以内に提出するようになります。(すでに100分の5以上を有する株主について、100分の5を下回らない議決権の変更については、提出は不要です。)

### 5. 経営事項審査の審査項目及び審査基準が改正され、それに伴い技術職員名簿の書式も変わります。

- ① 技術職員名簿に記載された技術職員のうち、審査基準日時点で満35歳未満の方が15%以上となると加点対象となります。  
そのため技術職員名簿に審査基準日現在の年齢を記載する欄が加わりました。
- ② 審査基準日時点で満35歳未満の技術職員のなかで新たに技術職員名簿に記載された者の数が、技術職員名簿全体の1%以上となる場合は加点されます。
- ③ 建設機械の保有状況の加点について、現行の「ショベル系掘削機」「トラクターショベル」「ブルドーザー」に加えて、新たに「モーターグレーダー」「大型ダンプ車」「移動式クレーン」の3機種が加点対象の建設機械として追加となりました。

### ※ 解体工事業の業種追加について

解体工事業の業種追加は今年4月ではございません。平成28年度に新たに業種追加される予定となっており、解体工事業に求められる技術者資格要件については、今年夏ごろにまとまるという報道がされております。なお、解体工事業の追加から3年間は、経過措置として、既存のとび・土工工事業でも解体工事業を営むことができます。

行政書士うすき事務所

行政書士 白杵大輔

横浜市中区相生町3丁目60番泰生ビル3階

Mail:daisuke.usuki@gmail.com